

## システム・情報・シミュレーション部会 部会長選挙規程

平成 21 年 11 月 1 日 施行

平成 25 年 3 月 18 日 改定

平成 25 年 9 月 17 日 改定

平成 27 年 11 月 13 日 改定

平成 30 年 3 月 14 日 改定

### (選挙実施手順)

- 第 1 条 現部会長、前部会長が選挙管理委員をつとめる。現部会長が被選挙権を有する場合(下記3条)、および選挙実施時点において前部会長が部会員の資格を有さない場合、幹事会が選挙管理委員を指名する。
- 第 2 条 選挙管理委員は、選挙前に部会員全員に立候補者を募る。候補者推薦も推薦者氏名を明らかにすることにより可とする。上記の立候補者あるいは推薦者は、応募に際して数行の所信表明文あるいは推薦文を選挙管理委員宛に提出することとする。
- 第 3 条 現部会長および部会長経験者を除く部会個人会員を被選挙権者とする。ただし、前部会長の任期途中での退任に伴い選出された部会長は被選挙権を有するものとする。また、第 1 条で幹事会が指名した選挙管理委員は被選挙権を有しない。
- 第 4 条 選挙管理委員を除く全役員(幹事および監事)を投票権利者とする。
- 第 5 条 投票期間は、選挙管理委員が定める。選挙管理委員は、投票期間までに部会員名簿と上記の立候補・推薦情報を投票権利者へ送付する。ただし、立候補・推薦情報はあくまで参考資料とし、投票の候補者は立候補者、被推薦者に制限されないこととする。
- 第 6 条 投票は記名投票とし、電子メールで選挙管理委員2名に同時に送信する。投票内容の公開並びに投票者への確認は行わず、選挙管理委員2名による照合確認で公平性を保ち不正な操作等を防止する。
- 第 7 条 投票の棄権は認めないが、やむを得ない場合は白票を投票することができる。
- 第 8 条 投票期間終了時点で、白票を含めて投票権利者の8割以上の投票があれば選挙成立とする。上記の投票数に満たない場合は、選挙管理委員が未投票者に投票を促し、上記の投票数を満たした時点で選挙成立とする。その後に届いた票は無効とする。

### (選挙結果の公表と当選者の確定)

- 第 9 条 白票を除く有効投票の過半数を獲得した者を当選者とする。
- 第 10 条 最上位得票者の得票数が投票権利者の過半数未満の場合には、最上位得票者が 1 名の場合は上位2位(2位が複数名の場合はその全員)まで、最上位得票者が 2 名以上の場合は最上位得票者を候補者とし、候補者名を投票権利者に公表し決選投票を行う。決選投票では、候補者のうちで最上位得票者を当選者とする。決選投票において最上位得票者が2名以上の場合には、最年長者を当選者とする。なお、決選投票の手順、成立条件は上記の選挙実施手順に準じる。

第 11 条 当選者が定まった後、選挙管理委員は当選者本人に内諾を得て、当選者名を幹事会に報告し、幹事会の承認を得て当選者の確定とする。現部会長は確定した当選者を次期部会長として理事会に推薦する。本規程で送付、公表、報告と記した以外の得票数などの選挙結果については公表しない。

第 12 条 当選者に対しては、原則として部会長就任の辞退を認めないこととする。やむを得ず辞退する場合は、理由書を幹事会に提出し、幹事会の了解を得ることとする。幹事会の了解が得られた場合、その会員を被選挙権者から除き、上記の選挙実施手順に従い再度選挙を行う。

(規程の改訂)

第 13 条 本規程の改定は、部会幹事会の議を経なければならない。